

ハイライト:

- ・平成28年1月1日以後、金融所得の一体課税が始まります。
- ・確定申告の前にご覧ください。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
金融所得課税の一体化 について	1
確定申告に備えて	2

街でみかけるイルミネーションが目を楽しませてくれる季節となりました。忙しい年末ですが、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第60号では、平成28年度から適用される金融所得課税の一体化等について取り上げてみました。

内容に関する質問・要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香



### 金融所得課税の一体化について

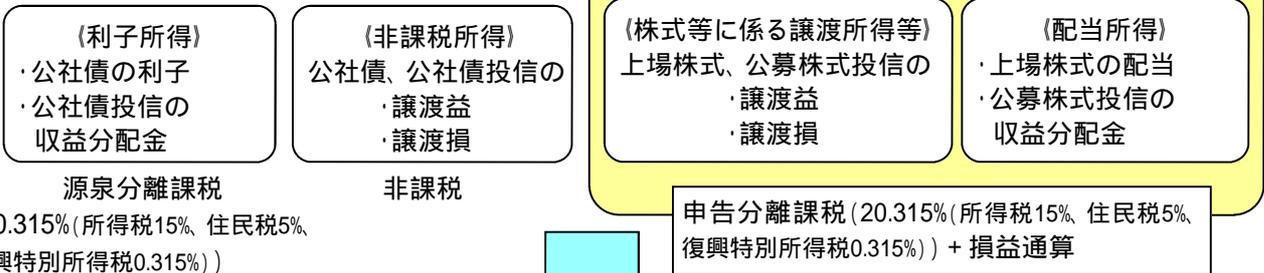
金融商品については、商品間の損益通算の範囲の制限、公社債等と上場株式等とで課税方式が異なるなど、制度が複雑なため投資しにくい状況にありました。このような状況を緩和する制度が平成28年度から始まります。

平成28年1月1日以後、特定公社債<sup>(注1)</sup>、公募公社債投資信託等(以下「特定公社債等」といいます。)の利子や売却などによる所得が**申告分離課税(20.315%)の対象**とされ、**これらの所得と上場株式等の配当所得**(申告分離課税を選択したものに限り、)及び**譲渡所得等との損益通算**、並びに**譲渡損失の3年間繰越控除**が可能になります。次ページに、変更によるポイントを記載します。

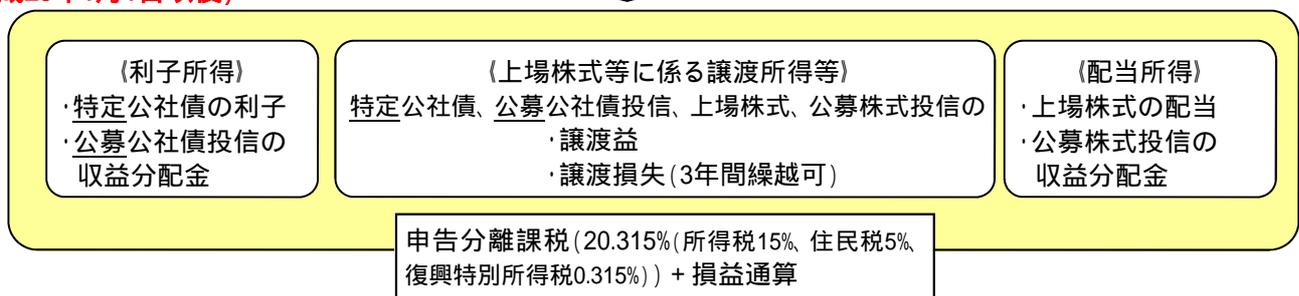
< 出典: 国税庁HP >

#### 【概要】

(現行)



(平成28年1月1日以後)



(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

平成28年度以後は、上場株式等と非上場株式等との損益通算や割引債の譲渡損益を他の総合所得と損益通算することができなくなりますので、利用をお考えの場合には、お早めにご相談ください。

なお、平成27年度までは、破綻等により無価値となった株式や社債は非上場株式等の譲渡損失として扱われ、上場株式等との損益通算のみ利用可能で繰越控除は利用できませんでしたが(例:日本航空)、平成28年度以降は一定の条件はつきませんが、上場株式や公社債等との譲渡益・配当・利子との損益通算が可能になると共に、3年間の繰越控除制度も適用できることとなります。



## 確定申告に備えて

年が明けると、まもなく確定申告の時期が始まります。確定申告に関係する身近な事例を取り上げますので、是非参考にしてください。

Q1)A市では、市外に在住する者から1万円以上の寄附(いわゆるふるさと寄附金)を受けた場合、この寄附に対する謝礼として、市の特産品(5,000円程度)を送ることとしています。この場合、寄附者が受ける経済的利益について、課税関係は生じますか。

A1)ふるさと寄附金の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法第9条に規定する非課税所得のいずれにも該当しないため、法人からの贈与により取得する「一時所得」に該当します。ただし、一時所得の金額は、一時所得に係る収入からその収入を得るために支出した金額及び50万円を差し引いて計算するため、その年中に他の一時所得に該当するものがないときには、課税関係は生じません。

$$\text{一時所得の金額} = \text{一時所得の総収入} - \text{その収入を得るために支出した金額} - 50 \text{万円}$$

なお、ふるさと寄附金については、所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の利用が出来ますので、確定申告にて手続きを行います。所得税については確定申告書第一表の「寄附金控除」の欄に記載し、住民税については第二表の住民税の「寄附金税額控除 - 都道府県、市区町村分」の欄に記入します。ふるさと寄附金のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除されますので、今回のケースでは、8,000円が税金から控除され、実質負担は2,000円ですむこととなります。

Q2)H26年12月に歯医者にかかり治療費をクレジットで払いましたが、カード会社からの引き落としはH27年1月以降になります。この場合、どの年度で医療費控除を受けることになるのでしょうか。

A2)医療費控除は、実際に支払った年に受けるのが原則ですが、クレジットカード払いの場合は、クレジットカードを利用して支払った時点でクレジット会社が患者に代わり、医療費を一端立替払いしたとみなされます。従って、クレジットの引き落としがあった日の年度ではなく、クレジットを利用して支払った日が属する年度の医療費控除の対象となります。

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。